

タイ個人旅行者（FIT）を対象とした近畿東中央部地域への誘客プロモーション事業 仕様書

1. 事業の目的

タイからの訪日旅行者数は、2013年7月1日のビザ免除以降順調に伸長し、2017年は過去最高の98.7万人となり今後ますますの増加が期待されている。しかし、近畿や中部への訪日旅行者は、一部の地域に偏っていること等の課題がある。

本事業では、増加傾向にある個人旅行者やリピーターを主なターゲットとし、メディア招請の実施や、ウェブ広告の実施、旅行博への出展により、名古屋－大阪ルートの周遊旅行において利便性の高い鉄道パスである「近鉄レールパス」及び「近鉄レールパス・プラス」（以下「パス」という。）のプロモーションを行うことで、訪日目的地の多様化を推進し、三重県を中心とした近畿及び中部地方（以下「当該地域」という。）への鉄道を利用した個人旅行者のさらなる増加を目的とする。

2. 委託期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

3. 契約上限額

5,250,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 業務の詳細及び提案

（1）メディア招請の実施による画像を中心とした記事・ウェブページ作成及び情報発信

タイ現地において強い影響力を持ち、観光PRに効果的な記事作成を行うことが可能なメディア等を招請し、当該地域の観光資源等を撮影のうえ、当該地域の認知度向上につながるような映像を制作する。また、招請の内容をもとにした当該地域の情報発信を行う。

ア メディア招請の概要

- ・ 招請時期：平成30年秋頃
- ・ 日程：5泊6日程度（三重県3泊以上、奈良県1泊以上の行程とする）
- ・ 被招請者：現地メディア3社以上

イ メディア招請に関すること

- ・ 事業目的を踏まえたうえで、被招請者の選定及び招請、連絡調整、手配を実施すること。
- ・ 行程は、中部国際空港と関西国際空港の両空港を利用したものとすること。
- ・ 撮影許可等の撮影や編集に係る手配、被招請者及び撮影クルー等の航空券、宿泊、通訳等招請に必要な一切の手配を行うこと。
- ・ 招請の内容や招請後の記事は、タイ人の目線及びパスの利用を意識したものとし、当該地域の観光地、食材、鉄道による観光の魅力が富裕層、家族層、高年層、若年層等幅広い層にとって十分に伝わり、当該地域の訪問につながるような行程・内容とすること。

- ・訪問・宿泊する施設には、近鉄グループの施設を1か所以上含めること。
- ・中部国際空港、関西国際空港及び三井不動産グループにおける施設視察及び撮影の時間を設けること。
- ・当該地域の移動について情報発信の受け手がイメージできるシーンを含めること。
- ・招請にあたっては、必要に応じて訴求力を高めるため現地タレントや空中撮影技術等を活用すること。
- ・被招請者に対して、観光地や宿泊施設の評価等今後のタイからの誘客の参考となるアンケートを実施し、結果を分析すること。アンケートの作成及び結果分析は、必要な言語に翻訳すること。

ウ 記事・ウェブページ制作に関すること

- ・招請期間中に撮影した画像、映像等の素材を活用し、著作権等の許可を得たうえで、被招請者による書き下ろしの記事を記載した観光地紹介のウェブページを制作すること。なお、招請期間外に旬となるコンテンツ（イベントや自然景観等）がある場合、現地で撮影に代えて既存の画像データ等を活用し、編集することも可とする。
- ・ウェブページの対応言語はタイ語とすること。
- ・ウェブページの著作権は当実行委員会に帰属することとし、実行委員会が指定するサーバーを活用すること。

エ 情報発信に関すること

- ・招請の内容をもとにしてタイ語で記事を制作し、パス及び当該地域の認知度向上につながる情報をウェブ上で情報発信すること。
- ・情報発信する時期は、タイの訪日のタイミングに合わせて効果的なPRができる時期とすること。

オ その他

- ・招請時期や撮影候補、行程、ウェブページの制作・編集内容、情報発信内容等は関係者と協議のうえ決定すること。

(2) 現地有力ウェブメディア等を活用した広告掲載

- ・実施時期：平成30年10月～11月、平成31年1月～3月頃
- ・タイの個人旅行者層に対して訴求及び実際の誘客促進に有効なウェブメディア、インフルエンサー、SNS等の媒体を複数提案し、パスの活用や当該地域への誘客につながる広告掲載のために必要な手配調整を3媒体以上に行うこと。媒体を提案する際、選定理由も明示すること。広告展開にあたっては可能な限り(1)で作成したウェブページを活用し、ウェブページをウェブ上で拡散させること。なお、バナー広告は実施しないこととする。
- ・プロモーションで使用する画像やメッセージ等、誘客ターゲットに訴求するコンテンツやデザインをタイ人目線で検討し、提案すること。その際、統一的なイメージ配信を意識し、当該地域のブランディングに資する内容とすること。
- ・広告表現やデザイン、配信内容及び媒体については、関係者と協議のうえ決定すること。

- ・想定される広告実施の効果把握の方法を提案し、目標数値を示すこと。なお、目標数値の設定については、関係者と協議のうえ決定すること。

(3) タイ F I T フェア (Visit Japan F. I. T. Travel Fair 2018) 出展

ア 概要

- ・日程：平成30年11月2日（金）～4日（日）
- ・場所：タイ・サイアム・パラゴン（バンコク市内）

イ 出展に関すること

- ・ブース確保、装飾、設営、運営、現地への資料輸送等出展に係る一切の手配を行うこと。
- ・ブースは、パス及び当該地域の認知度向上につながる内容とすること。
- ・資料等の輸送については、200kg程度を見込むこと。
- ・参加者3名程度の航空券、宿泊、タイ国内における移動手段等の手配・調整を行うこと。そのうち、1名分の経費を事業費に含めること。
- ・来場者向けノベルティグッズを提案し、合計2,000個以上作成・配布すること。
- ・来場者を対象にタイ一般消費者の旅行ニーズ、性別や年齢による趣向や行動パターン、パス及び当該地域に関する認知度や評価等を把握するための設問を用意したアンケートを作成・実施し、分析すること。アンケートの作成及び結果分析は、必要な言語に翻訳すること。

ウ 商談会に関すること

- ・タイ F I T フェアと併催する商談会への参加手続き及び通訳体制等についても調整・手配すること。

日程：平成30年11月2日（金）午後

場所：タイ・サイアム・パラゴン（バンコク市内）

(4) その他共通事項

- ① 近畿東中央部 F I T 促進事業実行委員会等関係者と密接に連携して事業を実施するものとし、原則として月に一度以上報告及び事業展開について打合せを行うこと。
- ② 本契約に基づく成果品の著作権は実行委員会に属することとする。
- ③ その他実行委員会長が必要と認める事項

5 納品物、納期、納品場所

(1) 納品物及び部数

- (ア) 委託業務の実施内容及び効果検証を記載した「委託業務報告書」
(原則としてA4版・両面印刷) 5部 (提出時期：委託業務完了時)
- (イ) 業務報告書を収めた記録メディア (CD-R 等) 1部
- (ウ) ウェブ制作時のデータベースのバックアップデータ (CD-R)
- (エ) 必要があれば実施内容の説明資料 1部
- (オ) その他成果物

(2) 納期及び納品場所

平成31年3月29日（金）

6 業務実施上の条件

- （１）委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を近畿東中央部 F I T 促進事業実行委員会と協議しながら進めるものとします。
- （２）全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。
- （３）その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

7 留意事項

- （１）本事業に係る成果品及び著作権の一切は、近畿東中央部 F I T 促進事業実行委員会に帰属します。
- （２）業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとします。
- （３）受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- （４）受託者が（３）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

8 契約方法に関する事項

- （１）契約は、近畿東中央部 F I T 促進事業実行委員会において行うとともに、契約条項は、近畿東中央部 F I T 促進事業実行委員会において示します。
- （２）契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証

金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。
ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）
手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

10 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについて、必要に応じて概算払いを可能とするほか、契約条項の定めるところによります。

11 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。